

## 令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業の事業検証一覧

(単位：千円)

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	所管課	事業始期	事業終期	申請時の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	総事業費	交付金充当額	事業の成果 (アウトプット)	事業の効果 (アウトカム)
合計							115,312	112,561		
1	単	田舎館村住民税非課税世帯給付金追加給付事業【物価高騰対策給付金】	厚生課	R5.12.1	R6.3.31	①物価高が続く中で低所得者世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得者世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 70,000円×776世帯=54,320,000円 事務費 1,717,644円 人件費 489,209円、需用費 271,007円、 役務費 77,428円、システム改修880,000円 ④令和5年度分の住民税非課税世帯(776世帯)	56,123	55,870	住民税非課税世帯に対し給付金を支給することにより、当該世帯の生活に係る費用の負担軽減が図られた。	低所得者世帯の家計支援として効果的であった。

2	単	田舎館村住民税均等割のみ課税世帯給付金【物価高騰対策給付金】	厚生課	R6.4.1	R7.3.19	<p>①物価高が続く中で低所得者世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。</p> <p>②低所得者世帯への給付金及び事務費</p> <p>③給付金額 100,000円×187世帯=18,700,000円 事務費 1,832,811円 人件費 1,104,543円、需用費 99,550円、役務費 89,718円、システム改修539,000円</p> <p>④令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯(187世帯)</p>	20,533	20,532	住民税非課税世帯のみでなく、均等割のみ課税世帯に対しても給付金を支給することにより、低所得世帯の生活に係る費用の負担軽減が図られた。	低所得者世帯の家計支援として効果的であった。
3	単	田舎館村住民税非課税世帯等給付金(子ども加算給付)【物価高騰対策給付金】	厚生課	R6.4.1	R7.3.19	<p>①物価高が続く中で低所得者世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。</p> <p>②低所得者子育て世帯への給付金及び事務費</p> <p>③給付金額 50,000円×112名=5,600,000円 事務費 451,000円 システム改修451,000円</p> <p>④令和5年度分の住民税非課税及び均等割のみ課税の子育て世帯(57世帯、うち子ども112名)</p>	6,051	6,051	低所得の子育て世帯に対し給付金を支給することにより、当該世帯の生活に係る費用の負担軽減が図られた。	低所得者世帯の家計支援として効果的であった。

10	単	令和5年度田舎館村農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策事業	産業課	R5.12.1	R6.3.31	<p>①原油や原材料価格の高騰等による負担軽減を図るため、土地改良区が負担する農業水利施設の電力料金の価格高騰相当分に係る経費を予算の範囲内で支援する。</p> <p>②土地改良区が負担する農業水利施設の電力料金の価格高騰相当分</p> <p>③補助率5/10の内、市町村別受益面積比で按分 浅瀬石川土地改良区 373,812円、津軽平川土地改良区 23,931円</p> <p>④管内の土地改良区</p>	398	300	土地改良区が負担する農業水利施設の電力料金の価格高騰相当分に係る経費を支援することで、負担軽減が図れた。	土地改良区が支援されたことで、土地改良事業を行うにあたり効果的であった。
11	単	田舎館村物価高騰対策地区会活動緊急支援金	総務課	R5.12.1	R6.2.28	<p>①物価高騰の影響を受ける地区会の運営費の一部を助成し地域の活性化と住民負担の軽減を図る。</p> <p>②地区会運営のための支援金</p> <p>③50,000円×21地区=1,050,000円</p> <p>④村内にある地区会</p>	1,050	1,000	エネルギーや食料価格等、物価高騰の影響を受けている経費の一部を補助することとし、各地区の負担が図れた。	地区会が支援されたことで、地域コミュニティ活動の活性化を促すにあたり効果的であった。

12	単	田舎館村物価高騰生活応援給付金給付事業	企画観光課	R5.12.1	R6.3.31	<p>①度重なる物価高騰及び暖房費高騰の影響を受けているのは、住民税非課税世帯だけではない。そのため、当該影響の負担を軽減することを目的に、村内に住所を有する世帯で、令和5年度田舎館村住民税非課税世帯給付金給付事業の対象とならない世帯に対して、給付金を支給する。住民税非課税世帯(低所得世帯)以外を対象とすることで、物価高騰の影響で苦しんでいる村民全体に支援を行きわたらせることが可能となる。</p> <p>② 給付金支給に係る経費(現金給付)</p> <p>③ 需用費 137,885円 郵便料 513,220円 システム改修経費 880,000円 給付金 15,000円×1,975世帯=29,625,000円</p> <p>④ 村内課税世帯等(令和5年度住民税非課税世帯給付金を需給していない世帯) 1,975世帯(所得が一定の基準を超過した者がいる世帯は対象外とする。)</p>	31,157	28,808	<p>物価高騰の影響を受けている全村民を支援するため、国の給付金の対象となっていない世帯に対し、村独自の給付金を支給することにより負担軽減が図られた。</p>	<p>国の給付金を受給していない世帯に対し独自の給付金を支給することで、物価高騰に直面している全村民に支援することができ、効果的であった。</p>
----	---	---------------------	-------	---------	---------	---	--------	--------	---	---